

令和7年（行コ）第195号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件

控訴人 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被控訴人 国（処分行政庁 警察庁長官）

差戻控訴審被控訴人準備書面(1)


令和7年9月29日

東京高等裁判所第4民事部二係 御中

被控訴人指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省訟務局

局 付 鈴木 雅久 

局 付 鈴木 優香子 

法務省訟務局行政訟務課

第四係長 坂井 美香 

法務事務官 野嶋 晃 



〒102-8225 東京都千代田区九段南一丁目1番15号 九段第2合同庁舎

東京法務局訟務部（送達場所 別紙のとおり）




部 付 志 水 崇 通 
部 付 鬼 頭 忠 広 
訟 務 官 山 城 道 子 

〒100-8974 東京都千代田区霞が関二丁目1番2号

警察庁長官官房総務課

課 長 補 佐 佐 藤 裕 
係 長 菅 野 有 記 

警察庁長官官房人事課

課 長 補 佐 井 上 勇 輝 
係 長 秋 山 真 吾 
係 長 川 尻 拓 也 

被控訴人は、本準備書面において、事案の概要（後記第1）及び事実経過（後記第2）を説明した上で、令和7年8月6日に御庁から送付を受けた事務連絡を踏まえ、被控訴人の主張を整理・補充する（後記第3）。

なお、略語等は、本準備書面において、新たに用いるもののほか、末尾添付の略語一覧表のとおりである。

第1 事案の概要

1 控訴人は、情報公開法4条1項に基づき、警察庁長官に対し、個人情報保護法10条2項1号、2号又は11号に該当する個人情報ファイルの数及び名称、同ファイルに含まれる個人情報の概要等が分かる行政文書の開示請求（本件開示請求）をしたところ、警察庁長官は、本件開示請求の対象となる文書を管理簿126通と特定した上で、そのうち同項11号に該当する個人情報ファイルに係る4通の管理簿を開示し、その余の122通の管理簿（いずれも同項1号又は2号に該当する個人情報ファイルに係るもの。本件各文書）については、それぞれの項目を示す部分のみを開示し、各開示の内容を記載した部分（本件不開示部分）はいずれも不開示とする旨の決定（本件一部不開示決定）をした。

これを受けて、控訴人は、被控訴人に対し、本件一部不開示決定のうち本件不開示部分に係る処分（本件処分）の取消し及び本件各文書のうち本件不開示部分についての開示決定の義務付けを求めた。

2 最高裁判所は、最高裁判所令和5年（行ヒ）第335号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求上告事件（以下「上告審」という。）において、令和7年6月3日、「1 原判決中、別紙目録記載1から3までの部分に関する部分を破棄する。2 前項の破棄部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

3 上告人のその余の上告を棄却する。」旨の判決を言い渡した（以下「上告審判決」という。）。

本件は、本件処分のうち、上告審判決主文1項にいう原判決「別紙目録記載

1 から 3 までの部分」につき、控訴人が被控訴人に対し、処分取消し及び同部分についての開示決定の義務付けを求める事案である。

- 3 被控訴人は、上告審判決を受けて、令和 7 年 9 月 24 日、新たに本件不開示部分（本件変更決定により変更後のもの）の一部を開示する旨の変更決定（以下「令和 7 年変更決定」という。）をした（乙第 31 号証）。

なお、令和 7 年変更決定の内容は、後記第 2 の 7 で詳述する。

第 2 事実経過

1 本件開示請求及び本件一部開示決定

前記第 1 の 1 のとおり、控訴人は、平成 28 年 5 月 15 日付けで、情報公開法 4 条 1 項に基づき、警察庁長官に対し、本件開示請求（甲第 1 号証）をしたところ、警察庁長官は、同年 7 月 15 日付けで、本件一部開示決定をした（甲第 2 号証）。

2 別件各開示請求及び別件各開示決定並びに本件文書と別件各開示文書との相違点

(1) 別件各開示請求及び別件各開示決定

控訴人は、平成 30 年 1 月 4 日付けで、三宅は、平成 31 年 4 月 9 日付けで、それぞれ、警察庁長官に対し、別件各開示請求を行い（甲第 7 及び 22 号証）、警察庁長官は、別件各開示請求に対し、平成 30 年 3 月 9 日付け及び令和元年 7 月 26 日付けで、それぞれ別件各開示決定をした（甲第 10、23、25、27、29、31 及び 33 号証）。

(2) 本件文書と別件各開示文書との相違点

ア 「名称」欄

本件文書 48 ないし 53 及び 55 ないし 66（乙第 27 号証の 48 ないし 53 及び 55 ないし 66）に対応する別件各開示文書（対応順に、甲第 12 号証の 18、1 ないし 9、13、10 ないし 12、14 ないし 17（甲

第43号証参照))の各「名称」欄には、上記の各本件文書の各「名称」欄の記載に一部加筆された部分がある。

すなわち、別件各開示文書の各「名称」欄における具体的な加筆部分は、

- ・ 甲第12号証の1は「被疑者DNA型情報ファイル」
- ・ 甲第12号証の2は「遺留DNA型情報ファイル」
- ・ 甲第12号証の3は「変死者等DNA型情報ファイル」
- ・ 甲第12号証の4は「行方不明者情報ファイル」
- ・ 甲第12号証の5は「特異行方不明者等DNA型情報ファイル」
- ・ 甲第12号証の6は「照合用押なつ指紋Aファイル」
- ・ 甲第12号証の7は「照合用押なつ指紋Bファイル」
- ・ 甲第12号証の8は「照合用遺留指紋ファイル」
- ・ 甲第12号証の9は「指紋画像ファイル」
- ・ 甲第12号証の10は「照合用押なつ掌紋ファイル」
- ・ 甲第12号証の11は「照合用遺留掌紋ファイル」
- ・ 甲第13号証の12は「掌紋画像ファイル」
- ・ 甲第12号証の13は「指掌紋情報管理マスタファイル」
- ・ 甲第12号証の14は「処分結果資料」
- ・ 甲第12号証の15は「指紋資料」
- ・ 甲第12号証の16は「掌紋資料」
- ・ 甲第12号証の17は「氏名索引小票」
- ・ 甲第12号証の18は「被疑者写真ファイル」

であり、本件開示請求がされた平成28年5月15日時点における管理簿である本件文書48ないし53及び55ないし66の「名称」欄には、別件各開示文書の甲第12号証の1ないし18で一部開示済みの上記加筆部分と同様の内容は記載されていなかったものである。

イ 「備考」欄

(7) 本件文書67及び68の各文書中の各「備考」欄

本件文書67及び68（乙第27号証の67及び68）に対応する別件各開示文書（対応順に、甲第28号証の1、2（甲第43号証参照））の各「備考」欄においては、本件一部開示決定及び本件変更決定の対象とされた管理簿（本件各文書）の各「備考」欄の記載内容が全て削除されている。

(4) 本件文書74、75及び77ないし80の各文書中の各「備考」欄

本件文書74、75及び77ないし80（乙第27号証の74、75及び77ないし80）に対応する別件各開示文書（対応順に、甲第32号証の1ないし6（甲第43号証参照））の各「備考」欄においては、本件一部開示決定及び本件変更決定の対象とされた管理簿（本件各文書）の記載内容の一部が削除されている。

3 第一審判決の概要

- (1) 控訴人は、平成30年3月30日、本件処分の取消し及び本件各文書のうち本件不開示部分についての開示決定の義務付けを求めて本件訴えを提起した（東京地方裁判所平成30年(行ウ)第126号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件）。
- (2) 第一審は、令和4年1月18日、本件文書のうち第一審判決別表1の各記載欄に「○」を付していない部分は、情報公開法5条3号所定の情報（3号情報）又は同条4号所定の情報（4号情報）に該当すると認められる一方、その余の部分はこれらの該当性を認めることができず、情報公開法6条1項に基づいて開示されなければならないなどと判断して、本件処分のうち第一審判決別表1の各記載欄に「○」を付した部分は違法であるとしてこれを取り消し、警察庁長官に対して同部分を開示する旨の決定をするよう命じ、同欄に「○」を付していない部分についての本件処分の取消請求を棄却し、本件訴えのうち同部分についての処分の義務付け請求に係る部分は不適法とし

て却下した。

(3) 控訴人は、令和4年1月31日付けで、第一審判決を不服として控訴を提起した（東京高等裁判所令和4年（行コ）第31号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件）。

4 本件変更決定等

警察庁長官は、第一審判決を受けて、令和4年4月28日付けで、本件各文書につき本件変更決定（乙第26号証）をした。

なお、控訴人は、上告審判決による差戻前の控訴審（以下「差戻前控訴審」という。）において、本件訴えのうち、本件変更決定により開示された部分に係る部分を取り下げた。

5 控訴審判決の概要

差戻前控訴審は、令和5年5月17日、本件変更決定後もなお不開示となっている本件不開示部分のうち、控訴審判決別紙開示目録記載の各部分以外の部分は、3号情報又は4号情報に該当すると認められる一方で、同目録記載の各部分はこれらの該当性を認めることができず、情報公開法6条1項に基づき開示されなければならないなどと判断して、第一審判決を変更し、本件処分（本件変更決定による変更後のもの）のうち、同目録記載の各部分は違法であるとしてこれを取り消し、警察庁長官に対して同部分を開示する旨の決定をするよう命じ、その余の部分についての本件処分（本件変更決定による変更後のもの）の取消請求を棄却し、本件訴えのうち同部分についての処分の義務付け請求に係る部分は不適法として却下した。

控訴人は、令和5年5月29日付けで、差戻前控訴審判決を不服として上告申立て（最高裁判所令和5年（行ツ）第298号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求上告事件）及び上告受理申立て（最高裁判所令和5年（行ヒ）第335号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求上告受理事件）をした。

6 上告審判決の概要

上告審は、控訴人の上告受理申立てを上告審として受理した上、令和7年6月3日、上告審判決第2の2（4ページ）において、①「開示請求に係る行政文書に情報公開法5条各号所定の情報（括弧内略）が記録されていることを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、当該不開示決定がされた時点において当該行政文書に不開示情報が記録されていたか否かを審理判断すべきものと解される。（中略）しかるに、原審は、別紙目録記載1及び2の部分（引用者注：別紙目録記載1の部分が差戻前控訴審判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」記載の文書番号48ないし53及び55ないし66の各文書中の各「名称」欄であり、別紙目録記載2の部分が差戻前控訴審判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」記載の文書番号67、68、74、75及び77ないし80の各文書中の各「備考」欄である。）について、本件決定から本件変更決定までに加筆又は変更がされたとした上で、加筆又は変更後の情報の本件各号情報（引用者注：情報公開法5条3号又は4号所定の不開示情報）該当性について判断したものであり、この原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」と判示し、また、上告審判決第3の2（5及び6ページ）において、②「開示請求に係る行政文書は、不開示情報が記録されている場合を除き開示しなければならない（情報公開法5条）、その一部に不開示情報が記録されている場合であっても、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないものとされている（同法6条1項）。（中略）特に、文書に設けられた「備考」欄には、その性質上、当該文書に記録された主要な情報に付随し又は関連する多様な情報が記録されることが一般的に想定されるところ、前記事実関係等によれば、本件各文書の「備考」欄には、様々な小項目が複数設けられているものがあり、別紙目録記載2及び3の部分（引用者注：別紙目録記載3の部分は差戻前控訴審判決別紙「本件変更決定による開示部分一覧」記載

の文書番号1ないし13、16ないし35、38ないし47、54、69ないし73、76、81、101ないし113、121及び122の各文書中の各「備考」欄)にも、複数の小項目が設けられているものがあることがうかがわれるというのである。現に、原審も、別件各決定により、小項目が設けられていることが判明し、その内容も明らかになっている「備考」欄については、必ずしも全体として一体的に捉える必然性はないとして、これを細分化した部分ごとに本件各号情報該当性についての判断をしている。これらの事情に照らせば、原審としては、別件各決定によっても開示されていない「備考」欄である別紙目録記載2及び3の部分についても、被上告人(引用者注:被控訴人)に対し、文書ごとに、小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合に、それでもなお当該「備考」欄について一体的に本件各号情報が記録されているといえるか否か等について明らかにするよう求めた上で、合理的に区切られた範囲ごとに、本件各号情報該当性についての判断をすべきであったといえることができる。しかるに、原審は、上記の観点から審理を尽くすことなく、上記部分に記載された情報につき、その内容を特定することは困難であるから上記部分を更に細分化することはできないなどとして、それぞれ一体的に本件各号情報該当性についての判断をしたものであり、この原審の判断には、審理不尽の結果、判決に影響を及ぼすことが明らかな違法がある」と判示した上で、差戻前控訴審判決中、上告審判決別紙目録記載1から3までの部分に関する部分を破棄し、同破棄部分を東京高等裁判所に差し戻した。

なお、控訴人の上告については、上告審判決の言渡しに先立つ令和7年2月26日、上告棄却決定により終了している。

7 令和7年変更決定の経緯及び内容

(1) 警察庁長官による令和7年変更決定

警察庁長官は、上告審判決を受けて、令和7年9月24日、本件変更決定をした122通の保有個人情報管理簿のうち、96通の保有個人情報管理簿

につき、新たに一部を開示する旨の変更決定（令和7年変更決定）をした（乙第31号証）。

(2) 令和7年変更決定の内容

令和7年変更決定により新たに一部を開示することとした文書は、乙第32号証の1ないし96のとおりであり、このうち令和7年変更決定により新たに開示した部分は、乙第31号証の別紙「2 新たに開示する部分」に記載のとおりである。このように、警察庁長官は、令和7年変更決定により、本件文書のうちの一部の各「備考」欄の一部を新たに開示したものであり、その開示に係る部分は、具体的には、以下のア及びイのとおりである（他方、上告審判決別紙目録記載1の部分（本件文書48ないし53及び55ないし66の各文書中の各「名称」欄）は、令和7年変更決定においても「名称」欄全体を不開示としている。その理由等については、後記第3の1において詳述する。）。

ア 差戻前控訴審判決が、警察庁長官に対して、開示する旨の決定をするよう命じた部分（同判決別紙開示目録記載の各部分）

(ア) 本件文書14及び15の各文書の「備考」欄の全部

(イ) 本件文書36及び37の各文書の「備考」欄の「1 取り扱う権限を有するものの範囲」、「2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項」、「3 取り扱うことができる場所」、「4 保存すべき場所」、「5 事前通知」、「6 関係法令等」及び「7 その他」との小項目名、並びに「4 保存すべき場所」を除いた各小項目の内容

(ウ) 本件文書48ないし53、55ないし66の各文書の「備考」欄の「1 取り扱う権限を有するものの範囲」（本件文書49ないし53においては、「1 取り扱う権限を有する者の範囲」）、「2 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項」、「3 取り扱うことができる場所」、「4 保存すべき場所」及び「5 その他」との小項目名、並びに「4 保存

すべき場所」を除いた各小項目の内容

イ 上告審判決別紙目録記載 2 及び 3 の部分の各一部

(ア) 上告審判決別紙目録記載 2 の部分の各一部

- a 本件文書 6 7 の文書中の「備考」欄のうち 2 行目「・ 名称を「暴力団等情報ファイル」から」の後から 3 行目「に変更」の前までを除く部分
- b 本件文書 6 8 の文書中の「備考」欄のうち 2 行目「・ 名称を「組織犯罪情報ファイル」から」の後から 3 行目「に変更」の前までを除く部分
- c 本件文書 7 4 及び 7 5 の各文書中の「備考」欄のうち「4 保管すべき場所」の内容を除く部分
- d 本件文書 7 7 ないし 8 0 の各文書中の各「備考」欄のうち「4 保管すべき場所」の内容及び「5 その他」の(2)の 1 行目「平成 26 年 7 月 8 日、」の後から 2 行目「から名称変更。」の前までを除く部分

(イ) 上告審判決別紙目録記載 3 の部分の各一部

- a 本件文書 1 ないし 4、7 ないし 1 3、1 6 ないし 2 0、2 5 ないし 3 5、3 8 ないし 4 7、5 4、8 1、1 0 1 ないし 1 1 3、1 2 1 及び 1 2 2 の各文書中の各「備考」欄のうち「4 保存すべき場所」の内容を除く部分
- b 本件文書 5 及び 6 の各文書中の各「備考」欄
- c 本件文書 2 1 ないし 2 4 の各文書中の「備考」欄のうち「4 保存すべき場所」の内容及び「5 その他」の本文 1 行目行頭から「にデータ保存し、」の前までを除く部分
- d 本件文書 6 9 及び 7 0 の各文書中の各「備考」欄のうち「(4) 保存すべき場所」の内容を除く部分

- e 本件文書71の文書中の「備考」欄のうち「(3) 保存すべき場所」の内容を除く部分
- f 本件文書72及び73の各文書中の各「備考」欄のうち「4 保管すべき場所」の内容、「※ 平成26年7月8日、」の後から「から名称変更」の前まで及び「担当」の内容を除く部分
- g 本件文書76の文書中の「備考」欄のうち「4 保管すべき場所」の内容を除く部分

第3 被控訴人の主張

被控訴人は、上告審判決及び令和7年変更決定の内容に加え、令和7年8月6日に御庁から送付された事務連絡を踏まえ、従前の主張を以下、整理し、補充する。

1 上告審判決別紙目録記載1及び2の各部分に係る不開示判断について

(1) 本件処分（本件変更決定及び令和7年変更決定による変更後のもの）は、本件開示請求時の管理簿（本件各文書）を対象として行われたものであること

情報公開法2条2項本文は、情報公開法に基づく情報公開請求の対象となる文書について、「当該行政機関が保有しているもの」と規定しているところ、これは、開示請求時点において当該行政機関が保有しているものをいうと解される（宇賀克也「新・情報公開法の逐条解説〔第8版〕」45及び46ページ）。

このため、本件一部開示決定は、本件開示請求がされた平成28年5月15日時点における管理簿を対象に行われたものであり、開示された文書（本件各文書）は同日時点のものである。

本件変更決定は、本件一部開示決定を変更し、追加で開示を行うものであり、また、令和7年変更決定は、本件変更決定後の本件処分を変更して更に

追加で開示を行うものであるから、本件一部開示決定と同様、本件開示請求がされた平成28年5月15日時点における管理簿を対象に行われたものであり、本件変更決定又は令和7年変更決定により新たに開示された文書は同日時点のものである。

これに対して、別件各開示決定の対象とされたのは、別件各開示請求がされた平成30年1月4日及び平成31年4月9日時点における管理簿であり、別件各開示決定により開示された文書（別件各開示文書）は、それぞれ、上記の各日時点のものである。

そして、管理簿は、必要に応じて随時更新されているものであるところ、本件一部開示決定、本件変更決定及び令和7年変更決定については、いずれも平成28年5月15日時点の管理簿（本件各文書）を対象とするものである一方で、別件各開示決定については、上記平成30年1月4日又は平成31年4月9日時点の管理簿（別件各開示文書）を対象とするものであって、このように時点を異にすることに照らせば、別件各開示文書には、本件各文書と記載内容を異にする部分があり得ることとなる。

このように、本件処分（本件変更決定及び令和7年変更決定による変更後のもの）と別件各開示決定は、いずれも管理簿を対象として行われたものであるが、異なる時点の管理簿を対象としており、本件一部開示決定から別件各開示決定までに記載内容が変更されることは当然にあることであるから、開示の範囲は異なり得るものである。

(2) 上告審判決第2の2の判示を踏まえた不開示判断の変更はないこと等

前記第2の6①のとおり、上告審判決は、「開示請求に係る行政文書に情報公開法5条各号所定の情報（括弧内略）が記録されていることを理由とする不開示決定の取消訴訟においては、当該不開示決定がされた時点において当該行政文書に不開示情報が記録されていたか否かを審理判断すべきものと解される。（中略）しかるに、原審は、別紙目録記載1及び2の部分について、

本件決定から本件変更決定までに加筆又は変更がされたとした上で、加筆又は変更後の情報の本件各号情報該当性について判断したものであり、この原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある」と判示した（上告審判決第2の2・4ページ）。

前記(1)で述べたとおり、本件変更決定は、本件開示請求がされた平成28年5月15日時点における管理簿を対象として行ったものであるところ、当該管理簿に不開示情報が記録されていたか否かの判断については、本件一部開示決定を行った平成28年7月15日の時点を基準としており、これまでも被控訴人は、不開示情報該当性の判断基準時を本件一部開示決定の時点であることを前提としてきたところである。

そして、警察庁長官が、本件一部開示決定時において、本件文書48ないし53及び55ないし66の各文書中の各「名称」欄（上告審判決別紙目録記載1の部分）が3号情報又は4号情報に該当すると判断して不開示としたことについては、令和7年変更決定においても変更されておらず、当該判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえないことについては、第一審及び差戻前控訴審で既に主張したとおりであるが、後記(3)で再度述べることにする。

その一方で、警察庁長官は、本件文書67、68、74、75及び77ないし80の各文書中の各「備考」欄（上告審判決別紙目録記載2の部分）については、令和7年変更決定において、不開示の範囲を変更して更に追加で開示を行ったが、上記のとおり、被控訴人は、これまでも不開示情報該当性の判断基準時を本件一部開示決定の時点であることを前提としているから、上記不開示範囲の変更は、上告審判決第2の2の判示を踏まえての変更ではない。後記2で述べるように、令和7年変更決定は、上告審判決第3の2の判示を踏まえ、改めて不開示情報該当性について個別具体的に吟味した結果、本件変更決定により一部開示済みの部分に加え、更にその一部を開示したも

のである。

(3) 本件文書 4 8 ないし 5 3 及び 5 5 ないし 6 6 の各文書中の各「名称」欄について

ア 本件文書 4 8 ないし 5 3 及び 5 5 ないし 6 6 の各文書中の各「名称」欄の情報の内容

第 1 審被告準備書面(3)第 1 の 2 (1)ア (9 ページ) で述べたとおり、保有個人情報管理簿の「名称」欄には、当該保有個人情報管理簿の名称のみが記載されているところ、本件文書 4 8 ないし 5 3 及び 5 5 ないし 6 6 の各文書中の各「名称」欄には、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開示時期が容易に推測することができ、「保有開始の年月日」欄の情報が明らかとなる情報も記載されている。

イ 情報公開法 5 条 3 号及び 4 号の不開示情報該当性

第 1 審被告準備書面(3)第 1 の 2 (1)イ及びウ (9 ないし 1 1 ページ) で述べたとおり、本件文書 4 8 ないし 5 3 及び 5 5 ないし 6 6 の各文書中の各「名称」欄の情報が開示されれば、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、「保有開始の年月日」欄の情報を容易に推測することができるものであり、それらの情報を公にすることにより、当該管理簿の他の記載欄の情報と相まって、警察の情報収集・捜査活動の時的範囲 (いつから当該個人情報の収集が開始されたか) が明らかになるとともに、記録、収集していない情報の時的範囲が明らかになることになる。

したがって、警察庁長官において、本件文書 4 8 ないし 5 3 及び 5 5 ないし 6 6 の各文書中の各「名称」欄の情報を開示することにより、警察の情報収集・捜査活動の時的範囲が明らかとなり、警察において収集の対象とされている個人情報の具体的範囲にまで推測が及ぶ可能性があるので

あって、国の安全が害されるおそれ又は犯罪予防・捜査等への支障が生じるおそれがあるため、3号情報又は4号情報に該当する。

そして、第一審判決も、以上の述べたことと同旨の判断をしており（第一審判決20及び21ページ）、正当である。

なお、前記第2の2(2)アで述べたとおり、別件各開示文書の一部については、各「名称」欄において、対応する本件文書の各「名称」欄の記載内容に加筆された部分があり、別件各開示文書について別件各開示決定によって開示されている「名称」欄の記載は、同欄の一部である上記加筆部分にすぎない。そして、別件各開示文書の当該加筆部分は、本件文書の各「名称」欄には加筆前であるために存在しない。ゆえに、別件各開示決定で開示された当該加筆部分を開示することは不可能である。

ウ 小括

以上のような事実関係を踏まえれば、本件文書48ないし53及び55ないし66の各文書中の各「名称」欄には、不開示情報のみが記載されていることは明らかであって、警察庁長官が、本件一部開示決定時において、本件文書48ないし53及び55ないし66の各文書中の各「名称」欄を不開示とし、当該情報が開示されることにより、国の安全が害されるおそれ又は犯罪予防・捜査等への支障が生じるおそれがあるとして3号情報又は4号情報に該当すると判断したことについて、社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかであるとはいえない。

2 上告審判決別紙目録記載2及び3の各部分に係る文書ごとの不開示情報該当理由について

警察庁長官は、上告審判決第3の2の判示を受けて、文書ごとに、小項目が設けられているか否か、小項目が設けられている場合には、小項目ごとにその中に不開示情報が記録されているか否か、記録されている場合には、不開示部分を更に細分化することはできないか等、改めて保有個人情報管理簿の記載内

容について、個別具体的かつ子細に吟味し、前記第2の7で述べたとおり、本件変更決定により一部開示済みの部分に加え、更にその一部を開示する旨の令和7年変更決定を行った。

令和7年変更決定により新たに一部を開示することとした文書は、乙第32号証の1ないし96のとおりであり、警察庁長官は、小項目が設けられている場合には、全て小項目ごとに不開示情報の記録の有無を判断し、更に不開示部分を細分化できる場合には、細分化の上、不開示情報の該当性を判断したものであって、これ以上の更なる細分化はできない。

そして、令和7年変更決定においてもなお不開示情報に該当する記載内容が存在するところ、上記各文書中の「備考」欄に不開示部分がある文書については、別表の「不開示情報記録箇所」、「不開示情報の条項」及び「不開示理由」に記載したとおりである。

よって、別表のとおり、本件文書の一部を不開示とした本件処分（本件変更決定及び令和7年変更決定による変更後のもの）は、上告審判決の判示を踏まえても正当であって、警察庁長官の上記処分に違法はない。

以 上

本件文書	乙32	不開示情報記録箇所	不開示情報の条項	不開示理由
1	1	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
2	2	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
3	3	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
4	4	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
5	5	—	—	—
6	6	—	—	—
7	7	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
8	8	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
9	9	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
10	10	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
11	11	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
12	12	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。

13	13	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
14	14	—	—	—
15	15	—	—	—
16	16	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
17	17	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
18	18	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
19	19	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
20	20	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
21	21	「4 保存すべき場所」の内容 及び 「5 その他」の1行目の1文字 目から16文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており（「5 その他」において不開示とした部分は、「4 保存すべき場所」よりも更に詳細な場所が記載されている。）、これらを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
22	22	「4 保存すべき場所」の内容 及び 「5 その他」の1行目の1文字 目から16文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており（「5 その他」において不開示とした部分は、「4 保存すべき場所」よりも更に詳細な場所が記載されている。）、これらを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
23	23	「4 保存すべき場所」の内容 及び 「5 その他」の1行目の1文字 目から16文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており（「5 その他」において不開示とした部分は、「4 保存すべき場所」よりも更に詳細な場所が記載されている。）、これらを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。

24	24	「4 保存すべき場所」の内容 及び 「5 その他」の1行目の1文字 目から10文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており（「4 保存すべき場所」と「5 その他」において不開示とした部分は同様の内容が記載されている。）、これらを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
25	25	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
26	26	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
27	27	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
28	28	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
29	29	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
30	30	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
31	31	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
32	32	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
33	33	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。

67	67	2行目の18文字目から3行目の4文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの名称が記載されており、これを開示すれば、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開示時期（「保有開始の年月日」欄の情報）を容易に推測することが可能となり、それによって当該管理簿の他の記載欄の情報と相まって、警察の情報収集・捜査活動の時的範囲を推測される可能性がある。
68	68	2行目の18文字目から3行目の4文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの名称が記載されており、これを開示すれば、同欄の情報と国内外の治安情勢や国際情勢等の他の情報を照合することにより、当該個人情報ファイルの保有開示時期（「保有開始の年月日」欄の情報）を容易に推測することが可能となり、それによって当該管理簿の他の記載欄の情報と相まって、警察の情報収集・捜査活動の時的範囲を推測される可能性がある。
69	69	「(4) 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
70	70	「(4) 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
71	71	「(3) 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
72	72	「4 保管すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
		「※」の11文字目から19文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	収集の対象となる特定の犯罪の名称が付されている個人情報ファイル名称が記載されており、これを開示すれば、警察が特定の事件・犯罪やその対象者について個人情報を収集していることが明らかとなり、当該事件等の関係者や犯罪を企図する者等が、当該情報を利用して犯罪手口の巧妙化を図り、あるいは警察の情報収集・捜査活動に対する妨害を行う可能性がある。
		「担当」の内容	情報公開法5条1号及び4号	慣行として公にされていない警察職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員やその家族等に危害が加えられるおそれがある。

73	73	「4 保管すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
		「※」の11文字目から19文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	収集の対象となる特定の犯罪の名称が付されている個人情報ファイル名称が記載されており、これを開示すれば、警察が特定の事件・犯罪やその対象者について個人情報を収集していることが明らかとなり、当該事件等の関係者や犯罪を企図する者等が、当該情報を利用して犯罪手口の巧妙化を図り、あるいは警察の情報収集・捜査活動に対する妨害を行う可能性がある。
		「担当」の内容	情報公開法5条1号及び4号	慣行として公にされていない警察職員の氏名が記載されており、特定の個人を識別することができる情報であるとともに、公にすることにより、当該職員やその家族等に危害が加えられるおそれがある。
74	74	「4 保管すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
75	75	「4 保管すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
76	76	「4 保管すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
77	77	「4 保管すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
		「5 その他の(2)」の1行目の11文字目から2行目の5文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	収集の対象者が付されている個人情報ファイル名称が記載されており、これを開示すれば、警察が特定の事件・犯罪やその対象者について個人情報を収集していることが明らかとなり、当該事件等の関係者や犯罪を企図する者等が、当該情報を利用して犯罪手口の巧妙化を図り、あるいは警察の情報収集・捜査活動に対する妨害を行う可能性がある。

78	78	「4 保管すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
		「5 その他の(2)」の1行目の11文字目から2行目の5文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	収集の対象者が付されている個人情報ファイル名称が記載されており、これを開示すれば、警察が特定の事件・犯罪やその対象者について個人情報を収集していることが明らかとなり、当該事件等の関係者や犯罪を企図する者等が、当該情報を利用して犯罪手口の巧妙化を図り、あるいは警察の情報収集・捜査活動に対する妨害を行う可能性がある。
79	79	「4 保管すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	・特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
		「5 その他の(2)」の1行目の11文字目から2行目の5文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	収集の対象者が付されている個人情報ファイル名称が記載されており、これを開示すれば、警察が特定の事件・犯罪やその対象者について個人情報を収集していることが明らかとなり、当該事件等の関係者や犯罪を企図する者等が、当該情報を利用して犯罪手口の巧妙化を図り、あるいは警察の情報収集・捜査活動に対する妨害を行う可能性がある。
80	80	「4 保管すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
		「5 その他の(2)」の1行目の11文字目から2行目の5文字目まで	情報公開法5条3号又は4号	収集の対象者が付されている個人情報ファイル名称が記載されており、これを開示すれば、警察が特定の事件・犯罪やその対象者について個人情報を収集していることが明らかとなり、当該事件等の関係者や犯罪を企図する者等が、当該情報を利用して犯罪手口の巧妙化を図り、あるいは警察の情報収集・捜査活動に対する妨害を行う可能性がある。
81	81	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
101	82	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
102	83	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
103	84	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。

122	96	「4 保存すべき場所」の内容	情報公開法5条3号又は4号	特定の個人情報ファイルの保管・管理場所が詳細に記載されており、これを開示すれば、国の安全を脅かす反社会的勢力あるいは、犯罪を企図する者等により、警察が収集した個人情報の取得や破壊等（サイバー攻撃を含む。）が行われる可能性がある。
-----	----	----------------	---------------	--

略 語 表

R7(行コ)195
 警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求控訴事件
 控訴人: 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

略 語	語 彙	書 面	ページ
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	答弁書	5
個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	答弁書	5
本件開示請求	原告の平成28年5月15日付け警察庁長官に対する開示請求	答弁書	5
本件文書	本件開示請求に係る対象文書(保有個人情報管理簿)	答弁書	5
本件決定	警察庁長官が平成28年7月15日付けでした保有個人情報管理簿(本件文書)を開示する決定及び本件文書の一部を不開示とする決定	答弁書	5
本件取消しの訴え	請求の趣旨第1項。本件決定の取消しの訴え	答弁書	5
本件義務付けの訴え	請求の趣旨第2項。本件文書の開示決定の義務付けの訴え	答弁書	5
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
本件対象文書	総務大臣への事前通知の適用除外としている個人情報ファイル(126件分)	答弁書	7
本件不開示部分	個人情報保護法10条2項1号又は2号に該当する個人情報ファイル(122件分)の各項目欄のうち、各記載欄を不開示とした部分	答弁書	7
審査会	情報公開・個人情報保護審査会	答弁書	10
不開示情報	情報公開法5条柱書きの規定	答弁書	10
他国等	他国又は国際機関	答弁書	18
最高裁 昭和53年判決	最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決 (民集32巻7号1223ページ)	答弁書	21
原告第1準備書面	原告の2018年(平成30年)8月21日付け第1準備書面	準備書面(1)	5
東京高裁 平成26年判決	東京高等裁判所平成26年7月25日判決	準備書面(1)	14
平成17年改正前 旅券法	平成17年法律第55号による改正前の旅券法	準備書面(1)	17
別件開示請求	原告の平成30年1月4日付け警察庁長官に対する開示請求	準備書面(1)	24
別件開示文書	犯罪鑑識官が保有するDNA型照会業務、身元確認照会業務、指掌紋業務、及び被疑者写真照会業務に係る保有個人情報管理簿(18件分)	準備書面(1)	25
別件開示決定	別件開示文書について、一部を不開示とする決定	準備書面(1)	25
原告求釈明申立書	原告の2018年(平成30年)11月6日付け求釈明書	求釈明に対する回答書	1
原告第2準備書面	原告の2019年(平成31年)2月1日付け第2準備書面	準備書面(2)	4
被告準備書面(1)	被告の平成30年10月9日付け準備書面(1)	準備書面(2)	4

原告第3準備書面	原告の2019年(令和元年)5月31日付け第3準備書面	準備書面(3)	5
被告準備書面(2)	被告の平成31年4月1日付け準備書面(2)	準備書面(3)	8
原告第4準備書面	原告の2019年(令和元年)11月6日付け第4準備書面	準備書面(4)	4
被告準備書面(3)	被告の令和元年9月3日付け準備書面(3)	準備書面(4)	4
原告第5準備書面	原告の2020年(令和2年)8月27日付け第5準備書面	準備書面(5)	2
別添2	令和3年1月15日付け被告準備書面(5)の別添2	準備書面(6)	2
情報公開法	行政機関の保有する情報の公開に関する法律	原審	2
個人情報保護法	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律	原審	2
本件開示請求	情報公開法4条1項に基づき、警察庁長官に対し、個人情報保護法10条2項1号、2号又は11号に該当する個人情報ファイルの数及び名称、同ファイルに含まれる個人情報の概要等が分かる行政文書の開示請求	原審	2
管理簿	本件開示請求の対象となる文書を保有個人情報管理簿	原審	2
本件各文書	管理簿126通と特定した上で、そのうち同項11号に該当する個人情報ファイルに係る4通の管理簿を開示し、その余の122通の管理簿(いずれも同項1号又は2号に該当する個人情報ファイルに係るもの。)	原審	2
本件文書1など	本件各文書の個別の文書を示すときは別表1及び2記載の文書番号に従って	原審	2
本件不開示部分	本件各文書については、それぞれの項目を示す部分(例えば、「名称」「利用の目的」など。)のみを開示し、各項目の内容を記載した部分	原審	2
本件一部開示決定	本件不開示部分はいずれも不開示とする旨の決定の全体	原審	2
本件処分	本件一部開示決定のうち本件不開示部分に係るもの	原審	3
不開示情報	情報公開法5条各号に掲げる情報	原審	3
3号情報	情報公開法5条3号は、公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	原審	3
4号情報	情報公開法5条4号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報	原審	3
1号ファイル	個人情報保護法10条2項1号においては、国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル	原審	4

項目欄	1号ファイル又は2号ファイルに係る122通の管理簿(本件各文書。甲13の1~122)については、それぞれの項目を示す部分(例えば、「名称」「利用の目的」など。)	原審	5
記載欄	各項目の内容を記載した部分(本件不開示部分に係る欄)	原審	5
7項目	「名称」、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人情報の収集方法」及び「記録される個人情報の経常的提供先」の各項目	原審	6
3項目	「保有開始の年月日」、「保存場所」及び「備考」の各項目	原審	6
「名称」欄など	特定の項目に係る記載欄を示す場合	原審	6
審査会	情報公開・個人情報保護審査会	原審	6
三宅	三宅俊司	原審	7
別件各開示請求	三宅がした開示請求と原告による開示請求を併せて	原審	7
別件各開示決定	三宅にされた一部開示決定と原告にされた一部開示決定と併せて	原審	7
別件各開示文書	別件各開示決定により開示された文書	原審	7
「係の名称」欄	「利用に供される事務をつかさどる係の名称」欄	原審	8
「個人の範囲」欄	「本人として記録される個人の範囲」欄	原審	9
「収集方法」欄	「記録される個人情報の収集方法」欄	原審	9
「経常的提供先」欄	「記録される個人情報の経常的提供先」欄	原審	9
控訴理由書	控訴人の令和4年3月22日付け控訴理由書	答弁書	4
本件変更決定	令和4年4月28日、一部開示決定をした122件の保有個人情報管理簿につき、既に開示済みの部分に加え、新たに不開示部分の一部を開示する変更決定	答弁書	4
「係の名称」欄	「記録される個人情報の収集方法」欄	答弁書	4
「個人の範囲」欄	「本人として記録される個人の範囲」欄	答弁書	4
「収集方法」欄	「記録される個人情報の収集方法」欄	答弁書	4
「経常的提供先」欄	「記録される個人情報の経常的提供先」欄	答弁書	4
最高裁平成13年判決	最高裁判所平成13年3月27日第三小法廷判決	答弁書	6
最高裁平成15年判決	最高裁平成15年11月11日第三小法廷判決	答弁書	8
最高裁平成19年判決	最高裁平成19年4月17日第三小法廷判決	答弁書	9

相手方識別部分	愛知県の住民が、愛知県公文書公開条例に基づき、愛知県商工部万博誘致対策局の需要費中食糧費の支出に関する予算執行書、支出金調書等について開示請求をしたところ、食糧費が支出された懇談会に出席した相手方が識別される記載部分	答弁書	10
最高裁平成30年判決	最高裁平成30年1月19日第二小法廷判決	答弁書	12
処分行政庁	警察庁長官	答弁書	13
最高裁令和4年判決	最高裁判所令和4年5月17日第三小法廷判決	準備書面(1)	3
被控訴人答弁書	被控訴人の令和4年6月3日付け答弁書	準備書面(1)	3
文書A	同課が本件会社の会計処理に関する同法上の確認事項をまとめたもの	準備書面(1)	7
文書B	同課課長らが同庁審議官に宛てて本件会社の牛の市場価格と預託商法における商品価格とのかい離についてまとめたもの	準備書面(1)	7
項目欄	左側に「名称」、「利用に供される事務をつかさどる係の名称」、「利用の目的」、「記録される項目」、「本人として記録される個人の範囲」、「記録される個人情報収集方法」、「記録される個人情報の経常的提供先」、「保有開始の年月日」、「保存場所」、「備考」の各項目を示す記載(以下、左側の記載を「項目欄」という。)	準備書面(1)	8
内容欄	各項目欄の右側に、各項目に対応する内容が記載されている(以下、右側の記載を「内容欄」という。)	準備書面(1)	8
控訴人第1準備書面	2022(令和4)年9月20日付け控訴人第1準備書面	準備書面(2)	2
控訴人第2準備書面	2022(令和4)年9月20日付け控訴人第2準備書面	準備書面(2)	2
控訴人第3準備書面	2022(令和4)年9月20日付け控訴人第3準備書面	準備書面(2)	2
本件上告受理申立理由書	2023年(令和5年)7月24日付け上告受理申立理由書	答弁書	4
本件釈明権の行使	原審は、原審第1回口頭弁論期日において、当事者双方に対し、「先月の情報公開法に関する最高裁判決(最高裁令和4年5月17日第三小法廷)と本件との関係について、特に独立一体情報論の判断に関し、何か主張を追加すべきことがあれば主張されたい」との釈明権を行使している	答弁書	12
最高裁令和4年判決	最高裁判所令和4年5月17日第三小法廷判決(判例タイムズ1500号67ページ)	答弁書	12
上告審	最高裁判所令和5年(行ヒ)第335号警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求上告事件	準備書面(1)	3
上告審判決	最高裁判所令和7年6月3日第三小法廷判決	準備書面(1)	3
令和7年変更決定	被控訴人が、上告審判決を受けて、令和7年9月24日、新たにした本件不開示部分(本件変更決定により変更後のもの)の一部を開示する旨の変更決定	準備書面(1)	4
差戻前控訴審	上告審判決による差戻前の控訴審	準備書面(1)	7